

# 海域環境研究機構 アルバイト登録者制度規程

制定：令和8年3月30日 理事長制定

## 第1条（目的）

本制度は、土砂の品質管理業務等における繁忙期や臨時業務に対応するため、アルバイト登録者をあらかじめ確保し、必要に応じて雇用の契約をし業務に従事してもらうための制度手続きを明確にすることを目的とする。

## 第2条（登録対象者）

登録対象者は次のいずれかとする。

- ① 当財団の退職者
- ② 土木・環境分野の類似業務の経験者
- ③ 業務遂行に必要な技能を有すると認められる者

## 第3条（必要な資格等）

必要な資格は下記のいずれかとする

- ① 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ② APEC エンジニア（Industrial、Civil または Structural）
- ③ 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
- ④ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は2級土木技術者
- ⑤ （社）全日本建設技術協会が認定した公共工事事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する
- ⑥ RCCM（港湾及び空港部門）又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ⑦ 理事長が適切と認定したその他の資格

## 第4条（業務内容）

登録者が従事する業務は次の業務とする。

- ① 土砂品質確認業務(SSMS 操作、データ入力等)
- ② 現地記録作成
- ③ 試料採取
- ④ 報告書作成

## 第5条（登録期間）

登録期間は1年間とし、更新を妨げない。

## 第6条（業務依頼）

業務が発生した場合、担当部署は登録者へ連絡し、勤務可能者の中から従事者を決定する。

## 第7条（勤務条件）

勤務条件および報酬は別表に定めるほか、詳細は業務ごとに労働条件通知書により通知する。

## 第8条（秘密保持）

登録者は業務上知り得た情報を外部へ漏らしてはならない。

## 第9条（安全管理）

現場業務に従事する場合は、安全教育を受講するものとする。

## 第10条（登録取消）

次の場合、登録を取り消すことができる。

- ① 業務に支障をきたした場合
- ② 本制度の目的に反する行為があった場合
- ③ 海域環境研究機構の社会的信用を失墜させた場合

#### **第11条（理事長の裁量運用）**

この規定によりがたい場合には、理事長の指示により、法令・定款・海域環境研究機構の規定類の範囲内での裁量的な運用ができるものとする。

以上

別表 勤務条件(令和8年度)

項目	内容	備考
報酬	日給 18,000 円とする	
勤務時間	基本 8:00~17:00	必要に応じ現場対応
交通費	実費支給	
支払方法	月 1 回	
作業服	貸与	
労災保険	加入	
契約形態	業務ごとの短期雇用契約	
勤務頻度	月 4~25 日程度	業務状況による
登録期間	1 年	更新可